

# 医療安全管理基本指針

## 1. 医療安全管理に関する基本的な考え方

医療法人社団 菅病院では、患者様の生命を守ることが使命であり、患者様に損害を与えてはならないという安全管理の基本的な考え方のもと、様々な情報を正確に収集して適切に分析し、対策を講じることに努めます。また、医療の安全に関する教育・研修を積極的に行います。

## 2. 医療安全管理のための体制について

院長を委員長とする医療安全管理委員会を設置し、医療の安全管理に係る体制の確保および推進に努めます。また、医療安全管理に関する専門の担当者を配置し、情報の収集・分析および方策の企画立案を行います。

## 3. 医療安全管理のための職員研修について

医療安全管理に関する全職員対象の研修を年2回以上開催し、個々の医療従事者が安全に医療を提供するための能力を向上させることに努めます。

## 4. 医療に係る安全確保を目的とした改善方策について

医療の安全管理を効率的かつ円滑に行うためにヒヤリハット報告の収集・分析等を行います。医療安全管理マニュアルの作成・変更および業務の標準化などの推進および継続的な業務改善を隨時行います。

## 5. 医療事故発生時の対応について

医療事故等が発生した場合は、「事故発生時対応マニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応します。

また、患者様等に対して誠実に対応します。

## 6. 職員と患者様との間の情報共有

この指針は、患者様等に医療の安全管理への理解と協力を得るため、院内掲示を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

## 7. 患者様からの相談への対応について

医療安全管理責任者とする「医療安全管理室」を設置し、患者様等からの病状や治療方針などに関する相談に適切な対応をいたします。また、相談により患者様等が不利益を受けないよう努めます。

\* 「医療安全管理指針」の閲覧を希望される方はスタッフにお申し出ください。

